

## 小樽商科大学情報総合センター利用規程細則

(平成元年5月18日制定)

(趣旨)

第1条 小樽商科大学情報総合センター利用規程（以下「利用規程」という。）第11条の規定に基づき、小樽商科大学情報総合センター（以下「センター」という。）の利用に関する必要な事項は、この細則の定めるところによる。

(利用申請書)

第2条 利用規程第4条の利用申請書の様式は、別表1のとおりとする。

(利用許可証)

第3条 利用規程第5条第1項の利用許可証の様式は、別表2のとおりとする。

(利用許可期間)

第4条 利用規程第5条第2項に定める利用許可の期間は、教職員は在職期間、学部学生は入学後4年間、大学院生は入学後2年間、その他の学生は入学後1年間とする。なお名誉教授及びその他センター長が認めた者は1年間とする。

2 保守・管理上、センター長が必要と認めた場合には、利用許可の期間を変更することができる。

(利用時間等)

第5条 センターの利用時間は、別表3のとおりとする。

2 保守点検、故障修理その他センター長が必要と認めた場合は、前項の利用時間を変更することがある。

(授業等での利用)

第6条 授業等でセンターを利用する教員は、あらかじめ、別表4の情報処理教育利用計画表を、センター長に提出しなければならない。

(ファイル管理)

第7条 ファイルの管理は、原則として、利用者自身が行うものとする。

(損害賠償)

第8条 利用者は、故意又は重大な過失により、センターの物品及びソフトウェア等を損傷した場合は、その損害を弁償する責任を負わなければならない。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、センターの利用に関する必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が定める。

附 則

1 この細則は、平成元年5月19日から施行する。

2 小樽商科大学計算センター利用規程細則（昭和57年4月2日制定）は、廃止する。

附 則

この細則は、平成5年5月26日から施行する。

附 則

この細則は、平成6年4月11日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成11年2月8日から施行する。
- 2 小樽商科大学情報処理センター研究用端末利用要項（平成7年6月29日制定）は、  
廃止する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年10月1日から施行する。

別 表 略